

モバイルバッテリー、リチウムイオン電池などの収集を開始します

環境推進課 ☎048(473)1492

市では、各家庭から出されるモバイルバッテリーやリチウムイオン電池などについて、4月1日（水）から「危険ごみ」として新たにごみの区分を設け、ごみ集積所での収集を開始します。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

収集日 毎月3回目の不燃ごみを収集する曜日（例：不燃ごみの収集が水曜日の地区は第3水曜日）

▼不燃ごみの分別容器に出してください。

危険ごみ 製品から取り外したすべてのリチウムイオン電池など、モバイルバッテリー及びリチウムイオン電池などが取り外せない製品

▼リサイクルマークのない（一社）JBRC回収対象外製品も収集します。

▼放電、絶縁をしてから出してください。

▼膨張、変形しているものはごみ集積所に出さないでください。処分を希望する場合は、志木市粗大ごみ等受付センター【☎048(473)5311】へ電話または志木市粗大ごみ等受付システムから予約のうえ、4月1日（水）以降に直接、富士見環境センターへ搬入してください。

▼4月1日（水）以降も、環境推進課窓口（市役所2階）では（一社）JBRC回収対象製品の拠点回収を行います。



▲市ホームページ



▲志木市粗大ごみ等受付システム

子育て応援手当の申請はお済みですか

子ども支援課 ☎048(473)1784

長期化する物価高の影響を強く受けている子育て世帯を支援するため、子育て応援手当を支給しています。

原則、申請は不要ですが、下記の要件に当てはまる場合は申請が必要となるためご注意ください。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

支給額 児童一人につき2万円

対象

- ・令和7年9月分（9月出生児童は10月分）の児童手当の支給対象児童
- ・令和7年10月1日から令和8年3月31日までに生まれた児童

申請が必要な人

- ・令和8年1月以降に出生による児童手当申請（認定請求）をした児童がいる人
- ・令和7年10月1日以降に離婚（離婚調停中なども含む）やDV被害により児童手当の申請が必要となった人
- ・児童手当受給者が公務員である人など

▼申請が不要な人には2月19日（木）に児童手当の登録口座へ振り込みを行っています。入金を確認できない場合は子ども支援課へご連絡ください。

申請方法 4月15日（水）（必着）までに申請フォーム、郵送または直接、子ども支援課へ



▲市ホームページ



▲申請フォーム

西原子育て支援センター「まんまある」閉所のお知らせ

子ども支援課 ☎048(456)5362

西原子育て支援センター「まんまある」は令和8年3月末をもって閉所します。これまで多くの皆さまにご利用いただきありがとうございました。

最終開所日は3月31日（火）9時30分から13時までとなります。

今後の該当地域での子育て支援については、決定次第、市ホームページなどでお知らせします。